



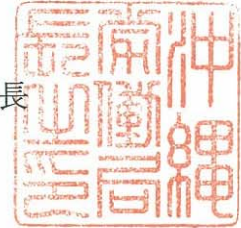
3292

沖勞発基第0329001号

平成25年 3月 29日

一般社団法人 沖縄県医師会長 殿

沖縄労働局長



「職場における健康づくりアンケート結果」について

平素から労働行政の運営につきましては格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり記者発表を行いました。

つきましては、貴団体の会員事業場において、職場における健康づくりが促進されますよう、機関誌による啓発、情報提供等の継続的な取組について、特段の御協力をお願いいたします。



厚生労働省

沖縄労働局
Okinawa Labour Bureau

Press Release

沖縄労働局発表
平成25年3月29日

【照会先】

労働基準部健康安全課

課長 稲毛 健一

労働衛生専門官 南 隆功

電話：098 (868) 4402

約4割の職場で健康教育未実施

～職場における健康づくりアンケート結果～

沖縄県内の企業が平成23年に実施した定期健康診断の有所見率※は、65.0%で全国「ワースト1」となっています。

沖縄労働局(局長 川口秀人)は、職域における健康確保対策を推進するため、管内の労働者数50人以上の規模の事業場を対象に、「職場の健康づくりの実施状況等に関するアンケート」を行い、その結果を取りまとめましたので広報します。

アンケートは、平成22年から平成24年にかけて1,107事業場を対象に行い、626事業場から回答を得ました(回答率56.5%)。

※：健康診断の項目に異常の所見がある方の割合

1 アンケート結果の概要

- 「労働者に対する健康教育及び健康相談等」を実施している事業場は約6割であり、約4割の事業場が労働安全衛生法(第69条)に定める労働者に対する健康教育等の措置を行っていない。
- 「労働者自信の取組状況を評価している」が26.0%、「健康作り計画の策定」が31.3%、「労働者が健康教育等を利用した後に健康の保持増進に努めている」が44.2%等と労働者の健康に対する意識付けや計画的な取組が遅れている。

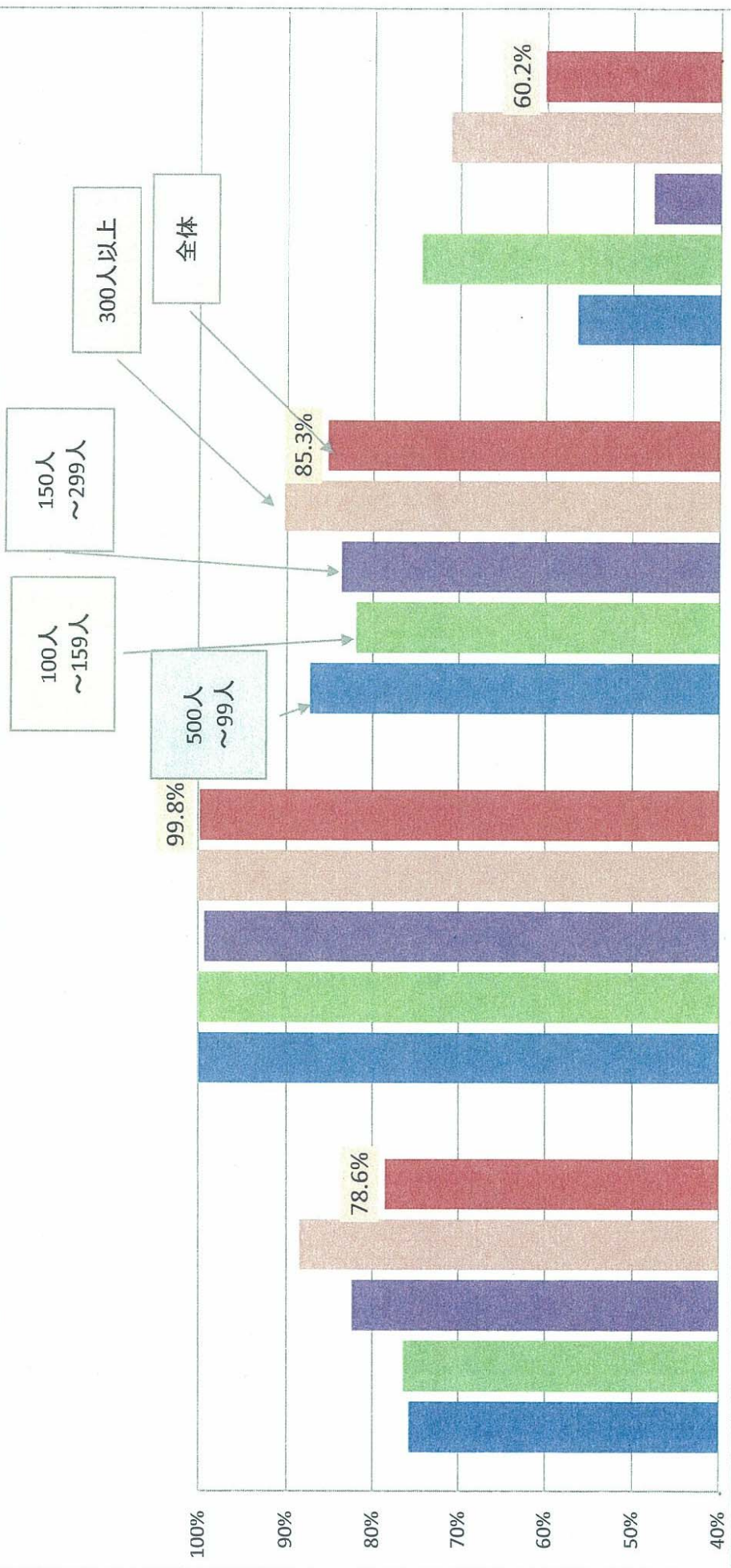
2 労働局等での取組

- 沖縄労働局ホームページに「健康づくり応援サイト」を開設し、企業の取組等の情報を発信している。
- 「沖縄産業保健推進センター」において産業医、衛生管理者等の労働衛生スタッフの研修会の開催を行っている。
- 「地域産業保健センター」において無料で保健指導等を実施している(労働者50人未満の事業場対象)。

〔添付資料〕

①健康づくりアンケート結果関係資料(①～④)、②沖縄労働局ホームページ(写)、③職場における定期健康診断有所見率(①～④)、④健康づくりアンケート、⑤リーフレット 定期健康診断における有所見率の改善に向けた取組の推進について、⑥リーフレット 産業保健かわら版、⑦リーフレット 地域産業保健センターをご活用下さい。

資料① 健康づくりアンケート結果（項目別・規模別 平成22年度から平成24年度実施）



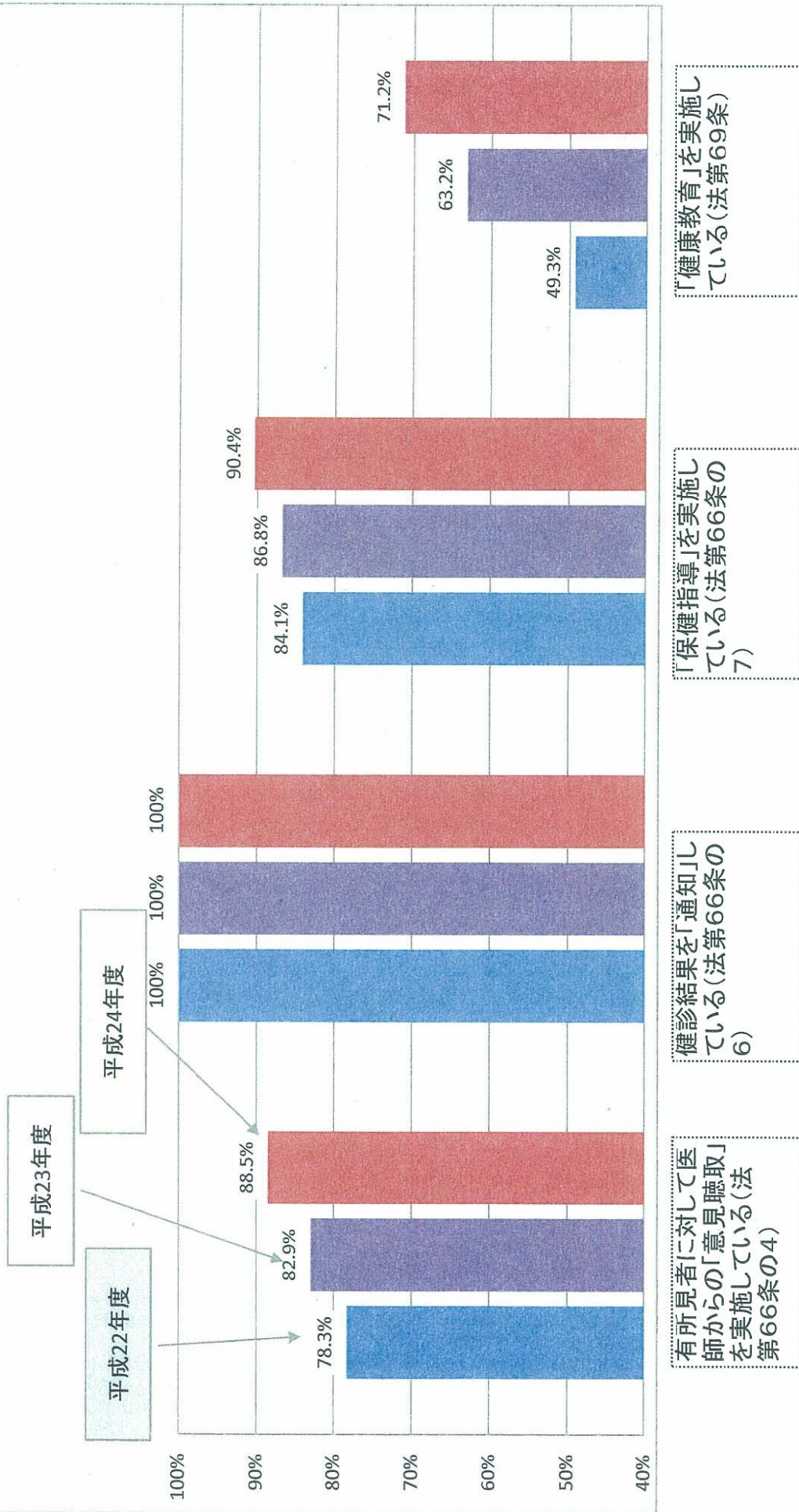
「通知し健診結果を「通知」している（法第66条の6）」

「健康指導」を実施している（法第66条の7）」

「健康教育」を実施している（法第69条）」

「医師からの「意見聴取」を実施している（法第66条の4）」

資料② 健康づくりアンケート結果（項目別の推移 労働者300人以上の事業場）



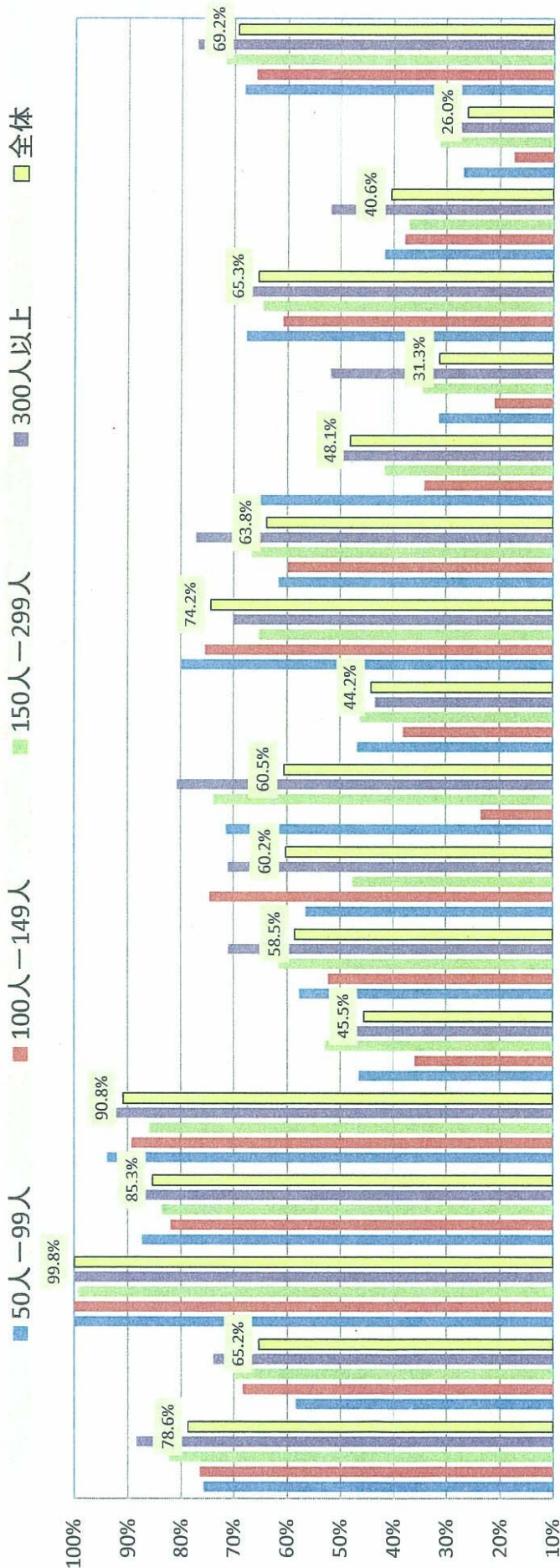
「健康教育」を実施している（法第69条）

「保健指導」を実施している（法第66条の7）

健康診断結果を「通知」している（法第66条の6）

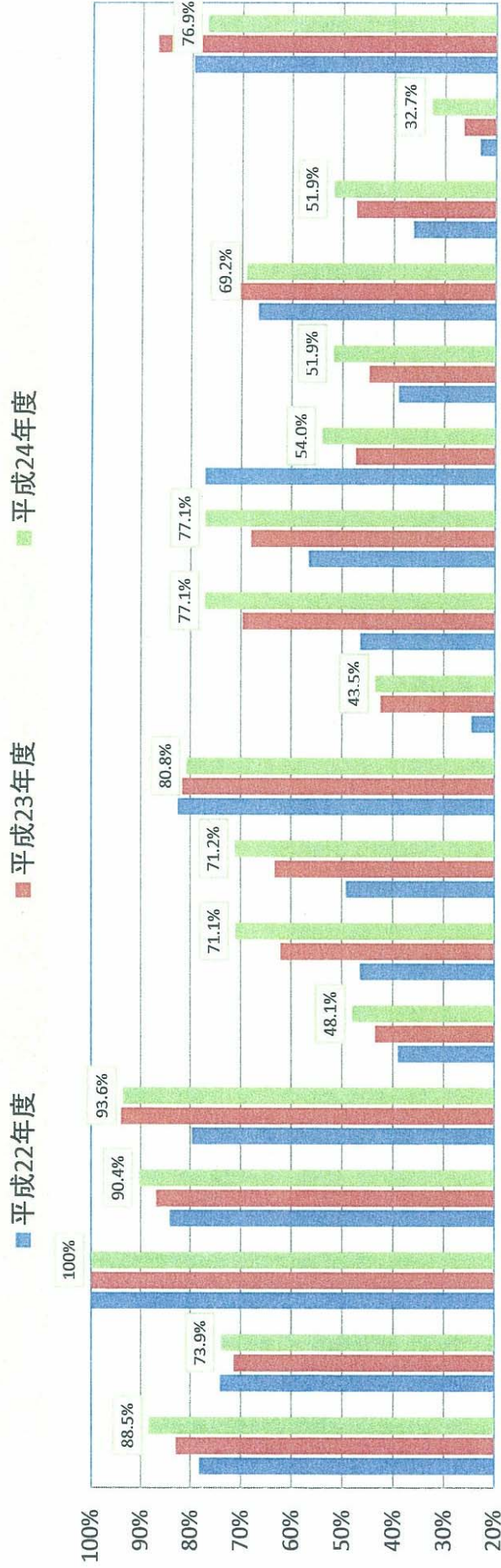
有所見者に対して医師からの「意見聴取」を実施している（法第66条の4）

資料③ 健康づくりアンケート結果(平成22年度から平成24年度実施)



| | |
|----|--------------------------------------|
| 1 | 有所見者に対して医師からの意見聴取を実施している(法第66条の4) |
| 2 | 1のうちの労働時間の短縮な後措置」を実施している(法第6条の5) |
| 3 | 健診結果を通知している(法第66条の6) |
| 4 | 「保健指導」を実施している(法第66条の7) |
| 5 | 4のうちの食事指導等保健指導の「充実」を図っている |
| 6 | 3のうちの保健指導後に「労働者に「労働者が健康に保つていく」取組んでいる |
| 7 | 4のうちの保健指導の指示を行っている |
| 8 | 「健康教育」を実施している(法第69条) |
| 9 | 「健康相談」を実施している |
| 10 | 8のうちの教育や相談後に「労働者が健康増進に努めている」 |
| 11 | 8のうちの健康を「有見者以外」にも実施している |
| 12 | 4又は8のうちの「個々の労働者に「保健指導」を実施している」 |
| 13 | 6及び10のうちの「把握と指導」を実施している |
| 14 | 「健康づくり計画」を策定している |
| 15 | 毎月「産業界が健康相談を実施している」 |
| 16 | 労働衛生週間に「啓発や健康相談等」を実施している |
| 17 | 労働者自信の取組「評価」している |
| 18 | 事業場の取組の「評価」を行い、今後の計画へ「反映」する予定である |

資料④ 健康づくりアンケート結果(労働者300人以上の事業場)



| | |
|----|--------------------------------------|
| 1 | 有所見者に対して医師からの「意見聴取」を実施している(法第66条の4) |
| 2 | 1のうち労働時間の短縮な後措置」を実施している(法第6条の5) |
| 3 | 健康診断結果を通知している(法第66条の6) |
| 4 | 「保健指導」を実施している(法第66条の7) |
| 5 | 4のうち食事指導指の「先導」を図っている |
| 6 | 3のうち保健指導後に「労働者自身が健康に取組んでいる |
| 7 | 4のうち保健指導「指示」を行っている |
| 8 | 「健康教育」を実施している(法第69条) |
| 9 | 「健康相談」を実施している |
| 10 | 8のうち教育や相談後に「労働者自身が健康増進に努めている |
| 11 | 8のうち健康教育を「有見者以外」にも実施している |
| 12 | 4のうち8又は9のうちの「個々の労働者に応じた」保健指導等を実施している |
| 13 | 6及び10のうち「把握」と「指導」を実施している |
| 14 | 「健康づくり計画」を策定している |
| 15 | 毎月「産業医」が健康相談を実施している |
| 16 | 労働衛生週間に「啓発や健康相談等」を実施している |
| 17 | 労働者自信の「評価」している |
| 18 | 事業場の取組の「評価」を行い、今後の計画へ「反映」する予定である |